



資料 7

別記様式第2号 (第8条関係)

設備整備計画の変更に係る認定申請書

令和 3 年 9 月 8 日

軽米町長 山本 賢一 様

申請者

住 所 岩手県九戸郡軽米町大字軽米第 8 地割 99

氏 名 合同会社軽米尊坊ソーラー

代表社員 一般社団法人軽米尊坊ソーラー

職務執行者 本郷雅和



平成 2 9 年 3 月 2 8 日付けで認定を受けた設備整備計画について、下記のとおり変更したいので、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、認定を申請します。

記

1 変更事項の内容

認定年月日及び番号	平成 29 年 3 月 28 日 軽再エネ第 15 号 平成 30 年 7 月 3 日 軽再エネ第 25 号		
開発行為に係る森林の 所 在 場 所	九戸郡軽米町大字小軽米第 20 地割字尊坊 3-13 ほか 30 筆		
開発行為に係る森林の 土 地 の 面 積	58.5975 ha (変更後) 58.3979 ha (変更前)		
開 発 行 為 の 目 的	工場・事業場の設置 (太陽光発電施設)		
開発計画の変更事項	変更事項	変 更 後	変 更 前
	設備整備計画の変更	変更内容は別紙変更理由書のとおり	
	付属明細書の変更		
	事業計画書の変更		
備 考			

2 変更理由 別紙変更理由書のとおり

3 添付を省略する書類 (既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの) 別紙による (備考)

- 「申請者」には、再生可能エネルギー発電設備等の整備を行う全ての者を記載すること。
- 申請者が法人又は法人でない団体である場合にあっては、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。



変更理由書

本事業は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進に関する法律（以下、法）に基づき、軽米町長から設備整備計画の認定を受けた事業である（設備整備計画に係る認定通知書（平成 29 年 3 月 28 日付 軽再エネ第 15 号））。

認定後、岩手県林地開発行為の工事完了に伴い、係る森林面積及び最終工事数量等が確定したため、法第 8 条第 1 項の規定により、変更に係る認定申請書を提出するものである。

今回の主たる変更内容および変更理由は以下に示すとおりである。

1. **設備整備計画**
事業者の住所、整備を行う期間、使用期間を変更。
2. **付属明細書**
林地開発行為の完了に伴い面積変更。
3. **事業計画書**
林地開発行為の完了に伴い内容変更。

以上

(別表3-2-①)

(別紙) の設備又は施設の番号

森林法第10条の2第1項の特例措置(法第11条第1項)関係

開発行為に係る森林の 所 在 場 所	別紙と同じ
開発行為に係る森林の 土 地 の 面 積	58.5975 ヘクタール 58.1325 ヘクタール
開発行為の着手予定年月日	平成30年 3月27日
開発行為の完了予定年月日	令和 3年10月 1日 平成32年 7月31日
備 考	

- (注) 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
2 開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合(法第7条第3項第2号及び第3号に規定する行為並びに同条第4項第1号、第2号及び第4号から第9号までに掲げる行為に係る場合を除く。)にあつては、「備考」欄にその手続の状況を記載すること。
3 「開発行為に係る森林の所在場所」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあつては、「別紙と同じ」と記載すること。
4 「開発行為に係る森林の土地の面積」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供する土地の面積と同じ内容となる場合にあつては、「別紙と同じ」と記載すること。
5 「開発行為の着手予定年月日」欄及び「開発行為の完了予定年月日」欄には、これらの記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあつては、「別紙と同じ」と記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 当該行為に係る森林の位置図及び区域図(整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の位置を明らかにした図面において、当該行為に係る森林の位置及び区域を明らかにした場合には、省略できる。)
- (2) 当該行為に関する計画書
- (3) 当該行為に係る森林について当該行為の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類
- (4) 申請者が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書